

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく認定申請等に関する事務処理要領について(概要)

(令和7年12月15日 鹿交企第3046号)

本通達は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。）に基づく自動車運転代行業の認定申請に関する事務処理要領内容を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 認定申請の取扱い（法第5条関係）
- 変更の届出等の取扱い（法第8条関係）
- 廃業等の取扱い要領（法第9条関係）
- 認定台帳等の備付け
- 事務処理要領の流れ

等である。